第1版 2017.03 改定版 2018.10





暮らしに関するしおり



富岡町

目次

1 町内で暮らす	
帰町された方の手続き ―――――	1
ペットを飼っている方は ―――――	1
早期帰還移転に係る補助 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	2
子育て世帯奨励金交付制度	3
電気の申し込み	4
上水道の申し込み ――――――	5
下水道の申し込み ―――――	6
浄化槽の清掃・し尿のくみ取り ―――――	6
井戸水の使用について	6
ガスの申し込み ――――	6
町内不動産の利活用	7
緊急通報システムの利用(アイネット緊急センター) ――	7
地震・津波等の注意報・警報が発令された場合 ――――	8
防災無線と防災カメラ設置の補助 ―――――	9
2 家を建てる・直す	
新築・リフォームに伴う手続き ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	10.11
住宅の取得またはリフォーム助成金交付制度 ――――	12.13
住宅建設・再建の各種支援制度	14.15
介護保険住宅改修費の支給	16.17
家屋解体(環境省) ————————————————————————————————————	18
り災証明書・家屋被害再調査 ―――――	18
3 住宅の維持管理	
3 仕七の維持官理 住宅清掃費補助制度	19
住宅清掃費補助制度 ————————————————————————————————————	19 20
住宅清掃費補助制度 ————————————————————————————————————	
住宅清掃費補助制度 —	20
住宅清掃費補助制度 ————————————————————————————————————	20 20 21
住宅清掃費補助制度 —	20 20 21 21
住宅清掃費補助制度 —	20 20 21 21
住宅清掃費補助制度	20 20 21 21 21 22.23
住宅清掃費補助制度 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	20 20 21 21 21 22.23 23
住宅清掃費補助制度	20 20 21 21 21 22.23 23 24
住宅清掃費補助制度 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	20 20 21 21 22.23 23 24 24
住宅清掃費補助制度 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	20 20 21 21 22.23 23 24 24
住宅清掃費補助制度	20 20 21 21 22.23 23 24 24 24
住宅清掃費補助制度	20 20 21 21 22.23 23 24 24 24 24
住宅清掃費補助制度 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	20 20 21 21 22.23 23 24 24 24 24 25
住宅清掃費補助制度 ――――――――――――――――――――――――――――――――――――	20 20 21 21 22.23 23 24 24 24 24 25 25
住宅清掃費補助制度 書虫駆除事業 ねずみ捕獲用シート配布 除草剤配布 除草・屋内片付け等のお手伝い 4 家を片付ける 家庭ごみの分別と出し方 粗大ごみ・廃家電 農林系不要物(廃棄物)の処分 放置車両の処分 LPガスボンベの撤去 5 その他事業の案内 除染・解体に関する相談 放射線に関する相談 放射線に関する相談 放射線測定機器・個人積算線量計の貸し出し	20 20 21 21 22.23 23 24 24 24 25 25 25 26 26
住宅清掃費補助制度 - 書虫駆除事業 - ねずみ捕獲用シート配布 - 除草剤配布 - 除草・屋内片付け等のお手伝い - 4 家を片付ける 家庭ごみの分別と出し方 - 粗大ごみ・廃家電 - 農林系不要物(廃棄物)の処分 - 放置車両の処分 - L Pガスボンベの撤去 - 5 その他事業の案内 除染・解体に関する相談 - 放射線に関する相談 - 放射線に関する相談 - 放射線に関する相談 - 放射線に関する相談 - 放射線測定機器・個人積算線量計の貸し出し - 食品等の放射性物質検査	20 20 21 21 22.23 23 24 24 24 25 25 25 26 26 27
住宅清掃費補助制度 書虫駆除事業 ねずみ捕獲用シート配布 除草剤配布 除草・屋内片付け等のお手伝い 4 家を片付ける 家庭ごみの分別と出し方 粗大ごみ・廃家電 農林系不要物(廃棄物)の処分 放置車両の処分 LPガスボンベの撤去 5 その他事業の案内 除染・解体に関する相談 放射線に関する相談 放射線に関する相談 放射線測定機器・個人積算線量計の貸し出し 食品等の放射性物質検査 被災者生活再建支援金制度 イノシシなどの有害鳥獣	20 20 21 21 22.23 23 24 24 24 25 25 25 26 26 27
住宅清掃費補助制度	20 20 21 21 22.23 23 24 24 24 25 25 25 26 26 27
住宅清掃費補助制度 書虫駆除事業 ねずみ捕獲用シート配布 除草剤配布 除草・屋内片付け等のお手伝い 4 家を片付ける 家庭ごみの分別と出し方 粗大ごみ・廃家電 農林系不要物(廃棄物)の処分 放置車両の処分 LPガスボンベの撤去 5 その他事業の案内 除染・解体に関する相談 放射線に関する相談 放射線に関する相談 放射線測定機器・個人積算線量計の貸し出し 食品等の放射性物質検査 被災者生活再建支援金制度 イノシシなどの有害鳥獣	20 20 21 21 22.23 23 24 24 24 25 25 26 26 27 28

1 町内で暮らす

帰町された方の手続き

富岡町役場本庁舎住民課窓口で、下記のお手続きが必要です。お手続きの際には、ご本人さまを確認できる運転免許証等の提示が必要になります。

震災時にお住まいだった場所へ戻られる場合

『町内居住届』の提出が必要です。



震災時にお住まいだった場所以外へ戻られる場合

町内の震災以前の住所ではないところに帰還した場合には、『町内居住届』に加えて 『転居届』の手続きも必要です。なお、避難指示が継続する区域(帰還困難区域)へ転居 することは出来ません。

※町内居住届とは?

町内での生活を始める場合、見まわり等の訪問活動や災害等の緊急時の所在確認 などを迅速に行うことを目的として、本庁の窓口で「町内居住届」を提出いただいて います。なお、町内居住届を提出いただくことにより、早期帰還移転補助金等の補助 を受けることができます。

担当窓口 住民課

ペットを飼っている方は

→ 犬の登録について犬の登録は、飼い主の住民票の如何にかかわらず、犬を飼育している市町村で登録することになります。(避難中は避難先となります。)

担当窓□ 生活環境課

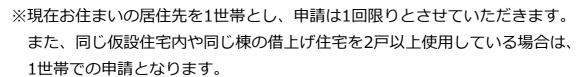


早期帰還移転に係る補助

■ 富岡町早期帰還移転補助は、避難先から町内に居住した際の引越しにかかった費用の一部を補助する制度です。

【対象世帯】

平成31年3月末までに、町内の自宅(建築、購入含む)や 富岡町災害公営住宅等に移転が完了した世帯。



【補助額】

	複数世帯(2名以上)	単身世帯
県外からの引越し	最大15万円 ・基礎補助:10万円 ・追加補助:最大5万円	最大10万円 ・基礎補助:5万円 ・追加補助:最大5万円
県内からの引越し	最大10万円 ・基礎補助:5万円 ・追加補助:最大5万円	最大8万円 ・基礎補助:3万円 ・追加補助:最大5万円

※基礎補助とは領収書の有無にかかわらず、お支払いする金額です。

【申請に必要な事項】

- ① 応急仮設住宅(借上げ住宅を含む)にお住まいの方は退去の手続き
 - ・窓口:いわき支所、郡山支所
- ②「町内居住届」の提出
 - ※町内であっても、震災時にお住まいだった場所以外に住まわれる場合は、 「転居届」の提出の必要となります。
 - ・窓口:住民課
- ③引越し業者等から発行された領収書の原本(追加補助を申請する場合のみ)

【申請の受付】

申請書は、移転が完了してから提出してください。申請の方法を記した案内と申請書は窓口でお渡しします。郵送を希望される方は、ご連絡ください。

担当窓口 住民課

子育て世帯奨励金交付制度

● 町内の子育て世帯の定着を促進し、定住することが確実な子育て世帯に対する生活等を支援するため、奨励金を交付いたします。

【交付条件】※次のすべてに該当する世帯

- ・平成29年4月1日以降、町内を生活の本拠地として居住している世帯。
- ・住民登録が富岡町の居住地にある世帯。
- ・15歳まで(中学3年生)の子どもを扶養している世帯。
- ・15歳まで(中学3年生)の子どもが3年以上継続して居住すること。
- ・町税等の滞納がない世帯。
- ・制度施行後に、この制度に基づく奨励金を受けたことがないこと。

【交付額】

(1) 移住に要する奨励金

1世帯30万円

- ※既に住民登録がある子育て世帯については、<u>富岡町早期帰還移転補助金</u> <u>(早期帰還移転に係る補助2ページ参照)</u>の金額が控除され、同補助金を 受けられる世帯はそちらが優先となります。
- (2) 子育て奨励金

中学3年生まで1人につき**年間18万円(月15,000円×12ヶ月)を上期(4月~ 9月分)、下期(10月~3月分)**に分けて最長3年間交付します。

※転入後の出生者にも新たな定住者として交付します。

【奨励金の返環】

虚偽の申請や不正な手段で奨励金を受けた場合や、正当な理由がないまま3年未満で転出した場合は、奨励金を返還していただきます。

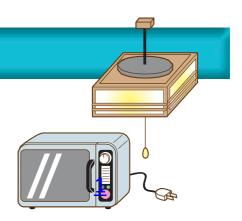
【制度実施期間】

2018年4月1日から2028年3月31日まで



電気の申し込み

電気の使用再開を希望する方は、個別に「東北電力 コールセンター」にお申し込みください。



電気の使用に当たって特に注意すべき点

感電や火災を防止するため、以下の点にご注意ください。

- プラグにゴミやホコリがたまっている 場合には、コンセントから抜き、乾い た布で拭いてから使用してください。
- 電気製品のコンセントやコードが破損 したり、雨水が浸入している場合には、 漏電火災の危険性がありますので使用 しないでください。
- 電気製品は、安定した場所で使用して ください。
-) 避難先から帰還し電気を使用する場合、帰還日の次回検針日より電気 料金が発生します。帰還しない場合でも、電気の使用契約が続いてい る場合には、平成29年11月分(10月検針~ 11月検針)より電気 料金が発生します。
- 特定復興再生拠点区域についても、電気の使用は可能になりました。 詳しい内容については、下記窓口にご相談ください。



窓口(問い合わせ先)

東北電力㈱コールセンター 20120-175-655 (受付時間 平日 9:00 ~ 17:00、土日・祝祭日を除く)

停電等の緊急時対応ダイヤル 0120-175-366

上水道の申し込み

帰還困難区域及び津波浸水区域を除く地域で使用できます。 使用再開を希望される方は、事前に立会日程等を調整するため、 双葉地方水道企業団総務課営業係にお問い合わせください。 水道料金については、当面の間、使用水量が累積10㎡以上に なったときの検針月毎の請求となります。



放射性物質に対する対策について

- 双葉地方水道企業団では「安全・安心な水道水を安定的に供給する」ため、水道水の放射性物質モニタリング検査を毎日実施しており、全て不検出(1Bq/kg未満)となっております。また、小山浄水場では1時間毎の自動モニタリング検査機器を設置し、検査体制を強化しています。
- ご家庭の蛇口から出る水道水の放射性物質検査は、使用再開の立会時にご案内しています。既に開栓している世帯で検査を希望される場合は、双葉地方水道企業団施設課浄水係までお問い合わせください。





水道の開栓・料金については

窓口(問い合わせ先) 双葉地方水道企業団 総務課営業係

☎0240-25-5323 (受付時間平日8:30~17:15)

水道を開栓している世帯で、放射性物質の検査を希望される方は

窓口(問い合わせ先) 双葉地方水道企業団 施設課浄水係

☎ 0 2 4 0 - 2 5 - 5 3 4 1 (受付時間 平日 8:30 ~ 17:15)

下水道の申し込み

- 上水道の申し込みをされた方はその時点で下水道も使用再開されますので、下水道の使用再開にあたっての事前申し込み等は不要です。
- 使用料については、当面の間、使用水量が累積10㎡以上になったときの検針月に上水道の使用料と併せて請求となります。
 - ※宅内の排水設備等に不具合が生じた場合は、使用者本人の負担により修繕(依頼を含む)を行っていただくことになります。

下水道整備区域内に新規宅地を形成して公共汚水桝を取り出す場合には、町事業により無償で工事を行いますが、下水道受益者負担金を納めていただくことになります。

担当窓口 復旧課

浄化槽の清掃・ し尿のくみ取り

浄化槽

- 浄化槽は状態を確認した上でご使用下さい。
- 浄化槽の清掃・し尿のくみ取りを各ご家庭1回に限り 無料で実施しておりますので、ご希望される方は下記へ お申込みください。



担当窓口(問い合わせ先) 環境省委託業者 (㈱協和エムザー)

™ 0120-30-0812 **☎** 024-963-0346

(受付時間 平日8:00~17:00 ※土日・祝祭日除く)

井戸水の使用について

- 長期間未使用の井戸は、井戸と蛇口の間に残っていた水の水質が悪化し、飲み水に 適さない場合がありますので、水が濁っている場合は、濁りがなくなるまで水を流 し続けてください。また、水が濁っていない場合もバケツ1杯分程度は水を流し続 けてください。
- 井戸の水質に関する相談は、福島県相双保健福祉事務所までお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先)

福島県相双保健福祉事務所 衛生推進課 環境衛生チーム

☎0244-26-1363 (受付時間 平日8:30~17:15)

ガスの申し込み

- ご使用の前に、福島県LPガス協会に連絡し、「安全点検」を受けてから使用してください。
 - ※他県では、鳥の巣が原因で、一酸化炭素中毒による負傷事故が発生しています。 住宅の状況確認の際には排気筒を確認してください。

(一社)福島県LPガス協会 2024-593-2161 受時間 平日8:30~17:00)

相双支部 20244-22-1141

町内不動産の利活用

● 町内不動産の利活用をサポートする「空き家・空き地バンク」が始まりました。登録物件一覧は下記ホームページ又は事務所で閲覧できます。

窓口(問い合わせ先)

一般財団法人とみおかプラス (事務所: さくらモールとみおか内) 20240-23-6919

ホームページURL: https://tomioka-plus.or.jp/akiya-akichi/

担当窓口 企画課

● 民間の不動産管理会社は下表のとおりです。

町内民間賃貸住宅不動産管理会社一覧表 (五十音順)

事業者名	連絡先
(有)シティハウジング	0240-22-8212
積和不動産東北㈱ いわき営業所	0246-28-8040
大東建物管理㈱ いわき営業所	0246-21-9600
東建コーポレーション いわき支店	0246-72-2040
㈱二ーズエステート	024-542-5667
旬日東建設	024-954-3255
㈱双葉不動産	024-983-4778
(株)レオパレス21 レオパレスセンター郡山店	024-935-8880

※あくまで一例となります。

上記以外の不動産会社一覧については下記ホームページをご参照ください。

○公益社団法人 福島県宅地建物取引業協会

URL: http://www.fukushima-takken.com/

○公益社団法人 全日本不動産協会 福島県本部 URL: http://fukushima.zennichi.or.jp/

緊急通報システムの利用(アイネット緊急センター)

- 🔵 65歳以上の世帯の方を対象としております。
- 具合が悪くなったり、困りごとや相談があった場合でも24時間連絡を受け付け、必要に応じて救急車や協力員へ出動を要請いたします。
- 週1回、アイネットより健康状態や安否確認の電話を行います。
- 利用を希望される方は町担当課までご連絡ください。



地震・ 津波等の注意報・ 警報が発令された場合

「緊急避難場所」「避難所」について

- 「緊急避難場所」と「避難所」は下記のとおり役割が違いますが、富岡町では、地形的な 条件や、混乱を避けるため「緊急避難場所」と「避難所」を一体として指定しております。
- 緊急時に素早く避難できるよう、どの災害でどこに避難すれば良いかあらかじめ確認 しておきましょう。

緊急避難場所

・災害による危険が迫っている状況で、住民の皆さんなどが安全を確保す るための緊急避難 先です。

避難所

- ・一定期間滞在して避難生活をする施設です。
- ・避難した住民の皆さんなどが災害の危険性がなくなるまで滞在したり、 災害により家に戻れなくなった住民の皆さんなどが一時的に滞在するた めの場所として指定されています。

施設名	所在地	電話番号	対象災害
文化交流センター「学びの森」	本岡字王塚622-1	22-2626	(1) (2) (3) (4)
総合スポーツセンター(総合体育館)	小浜481	22-2690	(1) (2) (3) (4)
総合スポーツセンター(武道館)	小浜481	22-2690	(1) (2) (3) (4)
杉内集会所	上手岡字茂手木168-1	22-2111	(1) (1) (2)
上手岡多目的集会所	上手岡字下千里64	22-2111	(†) (‡) (‡) (‡)
高津戸多目的集会所	本岡字清水前107	22-2111	⊕ ⊕ ⊕
下千里集会所	上手岡字下千里349-2	22-2111	(1) (2) (3) (4) (4)
大菅集会所	大菅字蛇谷須204-4	22-2111	(1) (2) (3)
王塚集会所	本岡字王塚373-1	22-2111	(1) (1) (1) (1)
赤木多目的集会所	本岡字赤木275-1	22-2111	(1) (2) (3)
本町集会所	本岡字本町14	22-2111	(1) (2)
上郡山多目的集会所	上郡山字上郡17	22-2111	(1) (2) (3)
清水集会所	上郡山字清水51	22-2111	⊕ ⊕ ⊕
太田集会所	上郡山字太田238	22-2111	⊕ 🕮 🤮 🕀
下郡山集会所	下郡山字真壁327-1	22-2111	⊕ ⊕ ⊕
西原集会所	小浜字大膳町152	22-2111	⊕ 🕮 🤀 🛨
富岡第一中学校(体育館)	小浜字中央237-1	22-2626	(1)
富岡第一中学校(体育館除く)	小浜字中央237-1	22-2626	(1)
総合福祉センター	中央1-8-1	22-5522	(1) (2) (3) (4)

※携帯電話や市外からは(0240)をつけておかけください。

対象災害

対象災害は、次の災害時に避難する場所であることを示しています。

(□): 地震
(□): 津波
(□): 土砂災害

防災無線と防災カメラ設置の補助

防災行政無線戸別受信機の貸出について

防災行政無線では、緊急情報 ・ 一般の行事などをお知らせしております。

ご家庭や事業所を対象にお貸ししております。

希望される方は、申請が必要ですので担当課までお問い合わせください。

設置にあたっては、町委託事業者が電波調査と設置工事を行います。

設置希望者が多数の場合には設置が遅くなる場合もあります。

- 対象者 富岡町に住民票を有し、町内に居住している方町内で事業を行っている事業所等
- 貸出期間 無期限
- 🔵 費 🛮 用 無償(設置工事費・通信料も含む)



●古い受信機



- ・震災以前に貸出しして いた受信機
- ・現在使用できません。
- ・燃えないゴミとしてゴミ ステーションに廃棄して ください。
- ・役場でも回収しています。

家庭用防犯カメラ設置補助金

家庭用の防犯力メラを設置された場合に設置費用の一部を補助します。

- 対象者 富岡町に住民票を有し、町内に居住している方
- → 対象経費 防犯カメラや画像を保存する装置などの機器購入費設置に係る

 <u>工事費</u>など

※カメラ付きインターホンは対象外です。

- 補助額 対象経費または5万円のいずれかで金額の低い方
- 申 請
 - ・書類(交付申請書兼請求書・カメラカタログ・設置写真・見取図など)
 - ・防犯カメラ設置後に申請してください。
 - 詳細は町ホームページにてご確認ください。

担当窓口 生活環境課

2 家を建てる・直す

新築・ リフォームに伴う手続き

- ご自宅等を『新築』する際には、工事着手前に建築確認申請等の手続きが必要です。 また、部屋を増築したり、構造耐力主要な部分の過半を改修するなど大規模なリフォ ームも建築確認申請が必要です。
- 建築確認申請の提出先は、町担当課(町から相双建設事務所へ提出)、または民間の 指定確認検査機関です。



建築基準法に関すること

相双建設事務所建築住宅課 ☎0244-26-1223 窓口(問い合わせ先)

復旧課 担当窓口

住宅のリフォームや建て替えにより発生した 廃材等(産業廃棄物)の処理については、 リ フォーム業者や大工さん(元請業者)が処理 責任を負っています。

処分先にお困りの場合は、リフォーム業者や 大工さん(元請業者)から直接、県が設置し た下記の窓口までお問い合わせください。



廃棄物の処理に関すること

窓口(問い合わせ先) 帰還に向けた放射線不安の相談窓口

☎ 080-2845-3905 (受付時間 平日 8:30~17:15)

住宅再建等に関する主な企業

(五十音順)

建設・建築業者等						
阿久津建 設株	0246-84-6848					
偷一善建築設計室	0246-88-8640					
侑 遠 藤 建 設	090-3982-3855					
大 波 工 業 ㈱	0240-22-5808					
桂 建 設 ㈱	0246-66-1055					
共 進 工 業 ㈱	0240-22-4178					
㈱ 高 葉 建 設	0246-38-6567					
坂 建 工 業 ㈱	0246-88-1871					
(株) さくら 緑 化	0240-21-1555					
예 細 山 組	0246-38-8731					
㈱サン・クリーン	024-943-9630					
예 三 光建 設	0246-68-6431					
(株) 倉 伸	0240-22-8055					
旬 日 東建 設	024-954-3255					
㈱NIPPOいわき出張所	0246-36-3502					
예 光 建 設	0246-38-4660					
匍 堀 本建 設	0246-85-0580					
(株) 丸 東	0246-38-7500					
匍 宮 建工業	0246-32-5031					
三和建築設計事務所	0246-38-9889					
郁 三 輪 鉄 工 所	0246-38-9611					
匍渡辺建築	090-1556-0703					
渡辺工業㈱	0246-51-1151					

電気・ガス・水道の業者等							
電気							
旬猪狩電気通信工業	024-973-5454						
匍河口電気工事	0246-38-7259						
㈱KOOBA (コオバ)	0246-38-6508						
マグナ通信工業㈱	0246-34-3202						
ワタナベ電建㈱	0246-38-4500						
ガ	ス						
東邦福島㈱富岡営業所	0240-22-1171						
(株) 富 岡 ガ ス	0246-57-1888						
藤田商店	0240-22-3409						
(株) 双 葉 企 業	0240-22-8070						
水	道						
(株) 青田設備	0240-23-6508						
(株) 彩 輝	0240-25-2585						
双葉管工㈱	0246-24-2750						
双葉設備工業㈱	0240-27-1253						
旬 村 井 設 備	0246-38-6855						
その他の	業者等						
大原インテリア	090-2606-0277						
旬 三 瓶 塗 装	090-1499-1393						
鈴屋 金物(株)	0240-22-4151						
富 岡 塗 装	0246-64-7569						
渡辺インテリア	090-1491-8768						

[※]掲載情報は平成29年3月1日時点の情報を掲載しております。詳しくは、町にお問い合わせください。

住宅の取得またはリフォームに助成金交付制度

- 住宅の取得またはリフォームに助成金を交付します。富岡町に住所を有する方、または住所を有しようとする方が町内に住宅の取得または リフォームするために要する経費の一部を助成しています。
- ※対象となる住宅は、台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するものをいい、自己の居住の用に供する住宅であること。別荘等一時的に使用するもの及び賃貸、販売等営利を目的とするものは除きます。また、新たに住宅の取得またはリフォームする住宅に居住し、富岡町の住民基本台帳に登録すること。

助成対象者

下記項目すべてに該当する方。

- ① 富岡町に10年以上定住することを誓約すること。
- ② 町内居住届を提出すること。
- ③ 取得またはリフォームする住宅の持分を2分の1以上有する者で住宅の所有者の うちの一人でなければならない。
- ④ 取得またはリフォームした住宅の固定資産税の納税義務者となること。
- ⑤ 取得する住宅に定住する世帯全員に、町税等の滞納がないこと。
- ⑥ 過去にこの助成金交付対象者となっていないこと。
- ⑦ 世帯員のいずれもが富岡町暴力団排除条例に規定する暴力団員等でないこと。

助成対象事業

- ① 助成対象者が居住することを目的に住宅の取得(新築・建売・中古)または リフォームするための経費であること。
- ② 助成金の交付回数は、申請者に対して1回限りとします。
- ③ 当該年度内に完了する見込みのあるもので、平成25年3月25日以降の住宅の 取得またはリフォームに関しては、日付を遡り対象とする。
- ④ 併用住宅の場合、居住面積が1/2以上であること。

助成額

- ① この助成金は、住宅の取得またはリフォームした場合に交付するものとし、 助成対象経費の15%または300万円のいずれか低い額とする。なお、助成額 1万円未満の端数は切り捨てになります。
- ② 国または地方公共団体が行う補助金は、控除すること。(被災者生活再建支援金は、控除しない。)
- ③ 福島県外からの移住者で福島県事業の 『来て ふくしま 住宅取得支援事業』に 該当する場合、併せて助成金を受けることができます。



助成金の返還

下記項目のいずれかに該当するときは、助成金を返還することになります。

- ① 住宅取得日から10年未満で当該住宅を取壊し、貸与、売却した場合。
- ② 住宅取得日から10年未満で申請者が当該住宅から転居、転出した場合。
- ③ 誓約書等の提出書類に偽りその他不正があった場合。 なお、定住等誓約書には連帯保証人を要件とします。

施行日

① この事業は、平成30年7月1日から施行し、平成25年3月25日から適用します。

担当窓口 復旧課



住宅建設・ 再建の各種支援制度

浄化槽を設置するときの補助金制度

対象となる区域(補助対象区域)内に合併浄化槽を設置する方に設置費の一部を補助しています。

設置補助の対象条件として、新築または改築される専用住宅、賃貸住宅及び併用住宅 (ただし延床面積の2分の1以上を居住の用に供する住宅。)として、法人が設置しようと する浄化槽については、補助対象外となります。

設置補助金の額は、浄化槽の設置に要する費用に相当する額とし、下表に定める額を 限度とします。

人槽区分	算定基準(延べ床面積)	補助金額
5人槽	130㎡以下	354,000円
7人槽	130㎡超	436,000円
10人槽	2世帯住宅(台所及び浴室が2箇所以上)	669,000円

また、撤去上乗費用として、既設単独処理浄化槽及び汲取り便槽から合併処理浄化槽へ転換する場合、又は東日本大震災により使用不能となった合併処理浄化槽を新たな合併処理浄化槽に交換した場合、10万円を限度として加算されます。(自らが撤去した場合に限ります。)

浄化槽の維持管理

浄化槽は、微生物の力で汚水をきれいにしているため、 定期的な維持管理がとても大切です。

浄化槽の持ち主(主に各家庭の世帯主にあたります。)は、 浄化槽管理者として、浄化槽法に基づいて次のような正しい 管理を行っていく必要があります。

① 第7条検査

[設置後の水質検査、 設置後3~8ヶ月後]

工事が適正に行われ、浄化槽が本来の機能を発揮しているか否かを確認

② 保守点検

[点検・調整・修理、 毎年3回以上(※)]

浄化槽の機能を維 持させる点検

※処理方式・仕様状況等 により異なります。

③ 清掃

[汚泥の引き抜き等、 毎年1回]

浄化槽の機能を回 復させるもの

④ 第11条検査

[定期検査、毎年1回]

保守点検等により 機能が維持されて いるか確認

①第7条検査・④第11条検査は法定検査と呼ばれ、すべての浄化槽で実務が義務付けられています。

浄化槽管理者は、定期的に②の保守点検を行うことが法律で義務づけられています。 また、②の保守点検と法定検査(①第7条検査・④第11条検査)は異なりますので、 必ず両方を実施してください。

担当窓口 復旧課

生け垣の設置補助

生け垣の設置費用の補助制度があります。

補助の対象となる要件

- ① 住宅、事務所、事業所、店舗等の用途で使用している土地
- ② 幅員4m以上の道路に接する敷地に設置する生け垣(幅員4m未満の道路に あっては、道路の中心から2m以上離れて設置するものを含む)
- ③ 道路に面して3m以上生け垣を設置すること
- ④ 構造物高さが、敷地地盤から概ね60㎝以下の場所に生け垣を設置すること
- ⑤ 既設ブロック塀等を撤去して生け垣を設置すること







補助金額

- ① 生け垣の設置に要する経費の1/2以内で、1 mあたり5 千円を上限、交付限度額を10万円として補助されます。
- ② ブロック塀撤去費用については、1㎡あたり3千円を上限、交付限度額10万円として補助されます。

担当窓口 復旧課

その他の支援制度

● 県の住宅支援制度、住宅の耐震化・リフォームについては、下記までお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先)

〈住宅支援制度〉福島県土木部建築指導課 ☎024-521-7528

〈耐震化・リフォーム〉 福島県耐震化・リフォーム等推進協議会

〒024-563-6213

介護保険住宅改修費の支給

要介護・要支援認定を受けて在宅で生活される方が、自宅で工事をされ、心身の状況や住宅の状況から必要と認められた場合、支給限度基準額を上限に住宅改修費を支給します。

住宅改修費の支給には、着工前の事前申請が必要です。 事前申請をせずに 住宅改修を行った場合は、住宅改修費は支給されませんので、ご注意ください。 また、

申請にあたっては必ずケアマネージャーにご相談ください。

対象となる方

富岡町に住民票を有し、要支援1から要介護5の 認定を受け、在宅で生活されている被保険者

給付の対象となる工事

- ① 手すりの取り付け
- ② 段差の解消
- ③ 滑りの防止及び移動の円滑化等のための床又は 通路面の材料の変更
- ④ 引き戸等への扉の取替え
- ⑤ 洋式便器等への便器の取替え
- ⑥ その他上記の住宅改修に付帯して必要となる住宅改修 (手すり取り付けの際に必要な壁の補強板の工事等)

支給額

要介護状態区分に関係なく、上限額を20万円として支給します。

支給方法

● 償還払い

住宅改修費用をいったん事業者に全額支払い、その後町から被保険者に支給します。

注意事項

- 住宅改修費は介護保険の在宅サービスであるため、入院中は利用できません。 退院することが決まっていれば、入院中に事前申請し、住宅改修を行うことはできますが、住宅改修費は退院後に支給します。
 - なお、退院されないことになった場合は、支給されません。
- おおむね60歳以上の高齢者で寝たきり又は障害のため日常生活を営む上で改修工事が必要な介護認定を受けていない方は、「高齢者等快適住まい助成事業」がありますのでお問い合わせください。



申請の流れ

※改修前には、必ずケアマネージャーにご相談ください。

工事着工前に申請書類を提出してください。

【申請書類】

- ①住宅改修費事前承認申請書
- ②住宅改修が必要な理由書
- ③工事費見積書
- ④見取図(改修箇所を記したもの)
- ⑤改修予定箇所の写真(日付入り、改修のイメージをマーカー等で記したもの)
- ⑥住宅の持ち主が分かる書類(不動産売買契約書、納税証明書、登記簿等の写し)
- ⑦住宅所有者の承諾書(改修住宅の所有者が利用者本人ではない場合)



申請内容を確認後、ご自宅に「介護保険住宅改修工事事前承認決定通知書」 を送付いたします。通知書が届いたことを工事業者等にお知らせいただき、 工事着手してください。



工事完了後、工事業者に工事代金をお支払ください。



- 工事完了を確認するため下記の書類を提出してください。
 - ※支払いは償還払いのみになります。

【提出書類】

- ①住宅改修費支給申請書
- ②改修後の写真(日付入りのもの)
- ③業者からの請求書
- ④領収書の原本(確認後、返却いたします。)



提出いただいた書類を確認後、指定口座に支給金額をお振込みいたします。

家屋解体(環境省)



区域及び対象者

- 特定復興再生拠点区域に住宅・建物等を所有している方。 (解除済区域については、平成30年3月30日で受付は終了しています。)
- 東日本大震災で被災した家屋であり、町が発行するり災証明書の判定が 「全壊」、「大規模半壊」、「半壊」の認定を受けていること。
- 被害状況が半壊未満の場合は、建築士が屋外の状況および、 屋内の状況を複合的に判定を行う「二次調査」を行うので 税務課までお申し込みください。



窓口(問い合わせ先)

家屋解体受付センター(郡 山) **™** 0120-629-550 家屋解体受付センター(いわき) **™** 0120-662-550

家屋解体受付センター(富 岡) ™ 0120-700-373

り災証明書・ 家屋被害再調査

外観調査により損壊程度を判定済みの住家につきましては、申請受付後、所在地番等を確認の上、り災証明書を交付いたします。

外観調査での判定結果に不服がある場合は、再申請により、内部調査を実施いたします。 お電話での受付は行っていませんので、窓口または郵送でご申請ください。

担当窓口 税務課

住宅の維持管理

住宅清掃費補助制度

ご自宅での生活や維持管理をするにあたり、清掃業者等による屋内の清掃に係る補助 制度があります。

補助対象要件

- ① 東日本大震災発生時、町内に所在する住宅に居住していた方 (併用住宅については、1/2以上が住宅の用であったこと) ※住宅とは台所、便所、浴室及び居室を有し、利用上の独立性を有するもの
- ② 住宅の所有者又は納税義務者で、町税等の滞納がない方

補助金額

● 上限25万円(改修、修繕、補修費等や公営住宅、 民間賃貸住宅、解体予定住宅、新築住宅は除く)



対象区域

避難指示の解除地域 ※帰還困難区域については支援体制が整い次第改めてご案内します。

富岡町住宅清掃費補助金交付事業の流れ

(代表例:委任状をご提出いただく場合)

申請書受付 【申請書類一式を受付窓口に提出】

> 交付決定 交付決定通知書を受理

実績報告・補助金請求 【書類一式を受付窓口に提出】

提出書類の確認

補助金額の確定 確定通知を受理

補助金額のお振込(申請者へお振り込み) 補助上限額(25万円)を超える額については、 申請のご負担となります。

害虫駆除事業

住宅周り等の生活環境を改善するため、町が委託した害虫駆除業者が薬剤噴霧を実施します。

対象となる方

- ① 東日本大震災発生時、町内住宅に居住していたこと
- ② 住宅の所有者または納税義務者で、町税等の滞納がないこと

対象区域

● 避難指示の解除地域帰還困難区域については支援体制が整い次第改めてご案内します。

窓口(問い合わせ先)

平成30年度事業委託窓口

一般財団法人とみおかプラス ☎0240-23-6919

(事務所: さくらモールとみおか内)

担当窓□ 生活環境課

ねずみ捕獲用シート配布

ねずみ捕獲用シートをご希望される方は、下記配布場所でお受け取りください。

- 配布対象 平成23年3月11日時点で富岡町に居住していた方、富岡町内に住家を 所有している方
- 配 布 数 1セット(ねずみ捕獲用シート10枚、ごみ袋10枚)を1回につき5セットまで
- 配布場所 富岡町役場・富岡町交流サロン
 - ※富岡町交流サロンは、平成31年1月31日(木)午後4時をもって閉鎖します。 閉鎖以降の配布は、富岡町文化交流センター「学びの森」で行います。
 - ・開館日のみの対応となります。
 - ・富岡町役場でも引き続き配布します。

担当窓□ 生活環境課

除草剤配布

町では、町内宅地(及び宅地周り)用の除草剤(非農耕用)を配布します。窓口にて 申込書に必要事項をご記入ください。

- 配布対象 平成23年3月11日現在で富岡町に居住していた方、富岡町内に住家や 宅地を所有している方
- 配布数 1世帯1箱 (1年間に最大3箱までに限ります)
- 配布場所 富岡町役場・富岡町交流サロン
 - ※富岡町交流サロンは、平成31年1月31日(木)午後4時をもって閉鎖します。 閉鎖以降の配布は、富岡町文化交流センター「学びの森」で行います。
 - ・開館日のみの対応となります。
 - ・富岡町役場でも引き続き配布します。
 - ※取り扱いに関して町では一切の責任を負いませんので、必ず記載の注意事項を 読んだ上で適切に使用してください

担当窓口 生活環境課

除草・屋内片付け等のお手伝い

東京電力では、町内のご自宅の除草や屋内片付けのお手伝いを実施しております。問い合わせ・申し込みについては、下記専用ダイヤルまでご連絡ください。

窓口(問い合わせ先)

除草・屋内片付けお申し込み専用ダイヤル

○080-5980-1084 (受付時間 9:00 ~ 17:00 土・日・祝祭日・年末年始を除く)
東京電力ホールディングス㈱復興推進室富岡グループ

4 家を片付ける

家庭ごみの分別と出し方

家庭ごみの分別と収集日時について

町内のごみは大きく分類すると、震災以降の居住により新たに発生したごみ(家庭ごみ) 震災以前にあったごみ(片付けごみ)にわかれます。

家庭ごみ

家庭ごみの分別や回収日は、町で配布しているごみカレンダーまたは、町ホームページをご参照ください。生ごみはイノシシなどの鳥獣被害を防止するため、出来るだけ最寄りの鉄製のごみステーションをご利用ください。

- ※ごみステーションの位置が不明な場合は、担当課までお問い合わせください。
- ※出し方が正しくないごみについては「違反ごみシール」が貼られ回収されませんので、 分別などのごみ出しルールを徹底しましょう。

【重要】

帰還困難区域以外は、**平成31年4月から指定ごみ袋(有料) の運用**になります。それ以外の袋は収集できません。

指定ごみ袋は、燃えるごみ用・ビン類用・カン類用・ペットボトル用・プラスチック容器包装用の6種類あります。



指定ごみ袋 (燃えるごみ用)

古紙ストックヤード

町では古紙類を大切な資源として再利用するため「ストックヤード」を設置し、リサイクルを進めております。

開放日:毎週日曜日 午前9時から正午まで(富岡地区ストックヤードのみ開放しています。)

- 指定時間内に、新聞紙とチラシ・雑誌・ ダンボール・紙製容器包装に分別し、ひも で十字に縛って出してください。
- 紙製容器包装は金属・ビニール部分を外し、 建屋内の回収ボックスへ入れてください。
- 感熱紙・防水加工紙・ワックスのついた紙 などは対象外となります。
- カン類もスチールカンとアルミカンに分別■ して回収しています。



担当窓口 生活環境課

片付けごみ

片付けごみをごみステーションに搬出する場合は、平成30年度ごみカレンダーまたは、 町ホームページをご参照ください。

※帰還困難区域では、片付けごみ(家具家電類等の粗大ごみを除く)を、燃えるごみ・ ビン・カン・燃えないごみに分別し、最寄りのごみステーションに随時出すことが できます。

【重要】

避難指示が解除された地域における片付けごみの戸別回収受付期限は、平成31年 3月19日まで(最終受付)です。また、平成31年4月からは、解除された区域の ごみは、南部衛生センターへの直接持込(有料)が可能になります。

生ごみ処理容器・処理機の購入に係る補助

生ごみ処理容器・処理機の購入に係る補助制度があります。 補助金額は、設置に要する経費の1/2以内で容器については 限度額 10,000円、処理機については限度額40,000円です。 制度の詳細に関しては担当課までお問い合わせください。



担当窓口 生活環境課

粗大ごみ・廃家電

処分方法

- ① 粗大ごみ・廃家電はごみステーションに出さないでください。
- ② 自宅敷地等の伐採木や剪定枝の処理については、人が容易に持てる範囲程度に切断し、 現地にまとめ置きしておいてください。
- ③ ①②について、環境省委託業者に回収申し込みのご連絡をお願いします。回収作業の開始 にあたっては、環境省委託業者からお電話をさせていただいた上で、ご自宅へ訪問回収を 実施します。
- ④ 事前に、ご自身で片づける場合は、フレコンバック(除染等で利用する大型の袋)を配布 しておりますので担当課までご連絡ください。

注意事項

- 訪問回収の際には、誤った回収を避けるため、立会をお願いします。
- ② 回収を希望される家財類の中に、東京電力の賠償手続きが済んでいない高額家財や 一般家財がある場合は、回収前に東京電力の賠償窓口に相談することをお勧めします。
- ③ 帰還困難区域については支援体制が整い次第改めてご案内します。

窓口(問い合わせ先) 環境省委託業者

(受付時間 8:30~17:30土日・祝祭日を除く)

相談窓口 環境省福島地方環境事務所 県中・県南支所 (廃棄物担当)

☎024-983-0796

担当窓口

復興推進課

農林系不要物(廃棄物)の処分

処分方法

■ 環境省委託業者に回収申し込みのご連絡をお願いします。回収作業の開始にあたっては、 環境省委託業者からお電話をさせていただいた上で、ご自宅へ訪問回収を実施します。

回収できるもの

- ① 稲わら、もみ殻、ほだ木、はせ、たい肥、家畜の糞尿混合物、配合資料等
- ② 育苗箱、コンテナ等のプラスチック類、農業用ビニール、マルチシート類
- ③ タイヤ等
- ④ 車両や農業機械類(車両登録されているものは登録抹消済みのもの)
- ⑤ トタン、ビニールハウスの骨組み、スコップ、鎌などの資材、農具類、コンクリート製品等

注意事項

- ① 回収については、事前に立会をお願いし、確認した上で回収します。
- ② 法人等による事業系の廃棄物は該当になりません。
- ③ 帰還困難区域については支援体制が整い次第改めてご案内します。

窓口(問い合わせ先)環境省委託業者

(前東日本環境サービス ○ 0120-707-110 (受付時間 8:30~17:30土日・祝祭日を除く)

相談窓□ 環境省福島地方環境事務所 県中・県南支所 (廃棄物担当)

2024-983-0796

担当窓口 復興推進課

放置車両の処分

自動車・二輪車の処分

避難指示によりやむを得ず残置し、ご自宅等に保管されている車両で、 国による処分をご希望される方は、下記までお問い合わせください。



窓口(問い合わせ先)

環境省福島地方環境事務所 県中・県南支所 (廃棄物担当) ☎024-983-0796 (受付時間 平日8:30~17:15)

LPガスボンベの撤去

町内にあるLPガスボンベの撤去を希望する場合は、下記までお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先) (一社)福島県LPガス協会 2024-593-2161

5 その他事業の案内

除染・解体に関する相談

● 除染や解体の相談窓口を設置しています。お気軽にお問い合わせください。

窓口(問い合わせ先)

福島地方環境事務所 富岡町相談所 ☎0240-25-8236

担当窓口 復興推進課

放射線に関する相談

放射線に関する疑問や不安の解消のために、長崎大学と連携して相談窓口を設置しています。お気軽にお問い合わせください。

担当窓口 復興推進課



放射線測定機器・ 個人積算線量計の貸し出し

放射線測定機器の貸し出し

- 屋内や敷地周りの放射線量を測定したい方に、放射線測 定機器の貸し出しを行っています。
- 借りたい方は、事前にお電話にてお申し込みください。
- 計測の方法が分からない方には、職員が説明いたします。 また、職員がご自宅に伺って測定もいたします。



線量計(シンチレーション)

個人積算線量計の貸し出し

町内生活における外部被ばく線量を把握し、外部被ばく に対する不安を解消するため、個人積算線量計の貸出し を行っています。



個人積算線量計Dシャトル

担当窓口 復興推進課

食品等の放射性物質検査

安全・安心のため食品や井戸水などの検査を実施しています。

受付

受付場所 富岡町役場で随時受け付けています。

食品放射能測定装置

ご自分で栽培、採取した野菜などに含まれる放射能量を 簡単に短時間(10分)で測ることができます。

ゲルマニウム半導体放射能測定

食品の詳細測定や井戸水、土壌の検査については、毎週 木曜日に測定を行い、約1週間後に結果を郵送しています。



食品放射能測定装置

種類		星	持参方法	基準(Bq/kg)
	飲料水	500ml	きれいなペットボトル	10
富岡町内で採取されたもの	野菜・果樹等	300g以上	土などを洗い流して	100
	土壌	200g	ポリ袋を2重にして	なし

被災者生活再建支援金制度

区域及び対象者

- 町内でお住まいになられていた住宅が、東日本大震災により、全壊、大規模半壊 又は半壊でやむを得ず解体された世帯に支給される支援金です。
- 「大規模半壊」で申請された方も「やむを得ず」家屋の解体をした場合には、 半壊と同じ扱いになりますから差し引いた分を申請することができます。
- 賃貸住宅に居住していた場合も対象となります。

支援金の支給額

● 住宅の被害程度に応じて支給する支援金 (基礎支援金)と住宅の再建方に応じて 支給する支援金 (加算支援金)があります。

基礎支援金(住宅の被害程度に応じて支給する支援金)

住宅の被害程度		全 壊	大規模半壊	半壊解体	備考
支給額	複数世帯	100万円	50万円	100万円	2名以上で居住されていた世帯
人小口的	単数世帯	75万円	37.5万円	75万円	1人世帯

加算支援金(住宅の再建方法に応じて支給する支援金)

住宅の再建方法		建設·購入	補修	賃借(公営・仮設借上げを除く)
支給額	複数世帯	200万円	100万円	50万円
火 小口台只	単数世帯	150万円	75万円	37.5万円

※半壊解体の方は、解体が済んでいる事が必須となります。

支援金の申請手続き

- 申請窓口 生活環境課
- 申請期限 (1)基礎支援金 平成31年4月10日まで (2)加算支援金 平成31年4月10日まで
- 申請に必要な書類
 - (1) 基礎支援金 ①被災者生活再建支援金支給申請書 ②り災証明書写し(※) ③住民票(※) ④振込先口座の写し(口座番号・名義人フリガナ記載部分)
 - ※ ②り災証明書は、町役場に交付申請をすることにより発行されます。詳細につきましては 税務課へお問い合わせください。(19ページ参照)
 - ※ ③住民票は、H23.3.11現在の世帯全員分とし、申請者も同時点の世帯主となります。 また、住民登録されていない場合は、居住が確認できる資料が必要となります。
 - (2) 加算支援金 住宅の建設・購入、補修または賃借が確認できる契約書の写し
 - ・基礎支援金と同時に申請されない場合は、被災者生活再建支援金申請書も再度提出してください。
 - ・住宅の再建方法が決まっていない場合などは、2回に分けて申請できます。
 - ※ 同敷地内の居宅(離れも含む)が、解体された場合は対象外となるため、「二次調査」の 判定後に解体受付をしてください。

イノシシなどの有害鳥獣

◆えさ場の除去

イノシシやアライグマ等が街中に出てくるのは、食事をするためです。 彼らにとって魅力的なグルメスポットを減らしましょう。







- 雑食性で何でも食べますが、
- ・カキ、クリ、タケノコ
- ・放棄された生ごみ が大好物です。

◆柵等の設置

- ・イノシシやアライグマ等の被害から守りたい場所は、柵で囲ってしまうことが有効です。
- ・町では、町内の農地及び山林等に鳥獣侵入防止柵(電気柵・ネット柵・金網柵など)を 設置された方に、購入費の一部を補助する制度を設けています。

電気柵購入費 (1回/年まで)

補助率: 購入費の1/2

(千円未満の端数切り捨て)

上限額: 60,000円



◆イノシシと遭遇した時の対応

イノシシとの遭遇時に最も重要なことは、**イノシシを刺激しない、イノシシから距離を** 取る、イノシシの逃走経路を経たないことです。



「人間は怖いぞ!」という態度を取る効果 コラム

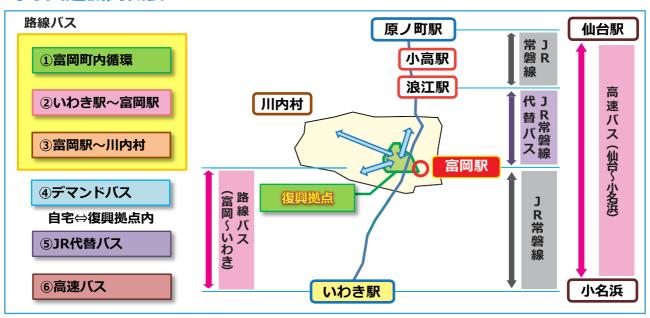
- ★ 野生の獣は、「ここはいつ行ってもエサを食べられる場所だ」「人間はこっちを 見ても何もしてこないので、人間は怖くない」ということを学びます。
- ★ 逆に、日常的に追い払っていると「人間は怖いぞ!」「あの場所は危ないぞ!」 ということも学習します。

名種機関

6 各種機関

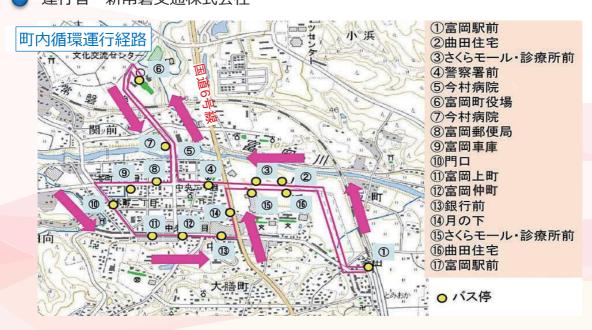
交通機関

町の交通機関概要



路線バス

- 運行エリア・運行本数
 - ①富岡町内循環 1日 6循環(午前3便、午後3便)
 - ②いわき駅~富岡駅 1日 4往復(土曜 3往復)
 - ③川内村~富岡駅 1日 3往復(平日のみ)
- 乗合バス対象者 誰でも乗れます 運賃 有償(時刻表を参照)
- 運行者 新常磐交通株式会社



① 富岡町内循環 平日・土曜

※主要停留所のみ掲載

運賃											
富 岡駅前発	曲田住宅	さくら モール・ 診療所前	富岡町 役 場	富 岡郵便局	富 岡上 町	銀行前	さくら モール・ 診療所前	曲田住宅	富 岡駅前着		
9:00	9:01	9:01	9:06	9:08	9:09	9:10	9:13	9:13	9:17		
10:20	10:21	10:21	10:26	10:28	10:29	10:30	10:33	10:33	10:37		
11:35	11:36	11:36	11:41	11:43	11:44	11:45	11:48	11:48	11:52		
13:00	13:01	13:01	13:06	13:08	13:09	13:10	13:13	13:13	13:17		
15:30	15:31	15:31	15:36	15:38	15:39	15:40	15:43	15:43	15:47		
16:30	16:31	16:31	16:36	16:38	16:39	16:40	16:43	16:43	16:47		

※日祝は運休となります。

平成30年10月1日改正

② (急行) いわき駅~富岡駅 **4**7 【いわき駅前⑦】

※いわき駅~広野町役場入口間は、五色町・神谷住宅口・国道草野・仁井田浦口・東二丁目にのみ停車します。 広野町役場入口から先は、下記停留所のみ停車します。

運賃	520円	1030円	1080円	1130円	1350円	1350円	1350円	1350円
いわき 駅前発	東二丁目	広 野 町 役場入口	道の駅 ならは	楢葉町 役 場	月の下	さくら モール・ 診療所前	曲田住宅	富 岡駅前着
7:00	7:20	7:50	7:57	8:03	8:12	8:13	8:13	8:25
8:45	9:05	9:25	9:32	9:38	9:47	9:48	9:48	9:55
11:30	11:50	12:10	12:17	12:23	12:32	12:33	12:33	12:40
16:35	16:55	17:15	17:22	17:28	17:37	17:38	17:38	17:45

② (急行) 富岡駅~いわき駅 平 $\boldsymbol{\mathsf{B}}$

※広野町役場入口までは、下記停留所のみ停車します。広野町役場入口へいわき駅間は、東二丁目・仁井田 浦口・国道草野・神谷住宅口・五色町このみ停車します。

運賃	170円	170円	170円	450円	550円	700円	1050円	1350円
富 岡駅前発	曲田住宅	さくら モール・ 診療所前	月の下	楢葉町 役 場	道の駅 ならは	広野町 役場入口	東二丁目	いわき 駅前着
7:40	7:41	7:41	7:42	7:51	7:57	8:04	8:24	8:50
12:30	12:31	12:31	12:32	12:41	12:47	12:54	13:14	13:40
16:15	16:16	16:16	16:17	16:26	16:32	16:39	17:09	17:40
17:45	17:46	17:46	17:47	17:56	18:02	18:09	18:34	19:00



土 曜 ② (急行) いわき駅~富岡駅

【いわき駅前⑦】

※いわき駅〜広野町役場入口間は、五色町・神谷住宅口・国道草野・仁井田浦口・東二丁目にのみ停車します。 広野町役場入口から先は、下記停留所のみ停車します。

運賃	520円	1030円	1080円	1130円	1350円	1350円	1350円	1350円
いわき 駅前発	東二丁目	広 野 町 役場入口	道の駅 ならは	楢葉町 役場	月の下	さくら モール・ 診療所前	曲田住宅	富 岡駅前着
7:00	7:20	7:40	7:47	7:53	8:02	8:03	8:03	8:10
8:45	9:05	9:25	9:32	9:38	9:47	9:48	9:48	9:55
11:30	11:50	12:10	12:17	12:23	12:32	12:33	12:33	12:40

[※]日祝は運休となります。

土 曜 ② (急行) 富岡駅~いわき駅

※広野町役場入口までは、下記停留所のみ停車します。広野町役場入口~いわき駅間は、東二丁目・仁井田 浦口・国道草野・神谷住宅口・五色町このみ停車します。

運賃	170円	170円	170円	450円	550円	700円	1050円	1350円
富岡駅前着	曲田住宅	さくら モール・ 診療所前	月の下	楢葉町 役場	道の駅 ならは	広 野 町 役場入口	東二丁目	いわき 駅前発
12:30	12:31	12:31	12:32	12:41	12:47	12:54	13:14	13:40
16:15	16:16	16:16	16:17	16:26	16:32	16:39	16:59	17:25
17:45	17:46	17:46	17:47	17:56	18:02	18:09	18:29	18:55

[※]日祝は運休となります。

平 日 ③富岡駅 ⇒ ゆふね ⇒ 川内車庫

※主要停留所のみ掲載

運賃	170円	170円	170円	430円	800円	820円	870円	930円
富岡駅前発	曲田住宅	さくら モール・ 診療所前	富岡町役場	上手岡	毛 戸 入 口	ゆふね	役 場・ かわうち の湯	車庫前着
5:35	5:36	5:36	5:39	5:49	6:01	6:10	6:15	6:25
13:30	13:31	13:31	13:34	13:44	13:56	14:05	14:10	14:20
18:10	18:11	18:11	18:14	18:24	18:36	18:45	18:50	19:00

[※]土曜・日祝は運休となります。

平 日 ③川内車庫 ⇒ ゆふね ⇒ 富岡駅

※主要停留所のみ掲載

運賃	170円	350円	510円	820円	870円	930円	930円	930円
車庫前発	役 場・ かわうち の湯	ゆふね	毛 戸 入 口	上手岡	富岡町 役 場	さくら モール・ 診療所前	曲田住宅	富 岡駅前着
6:35	6:37	6:43	6:49	7:03	7:12	7:15	7:15	7:25
15:00	15:02	15:08	15:14	15:28	15:37	15:40	15:40	15:50
19:10	19:12	19:18	19:24	19:38	19:47	19:50	19:50	20:00

[※]土曜・日祝は運休となります。

名 程 機 関

④ デマンドバス

(運行開始:平成29年4月1日)

運行頻度 週4日(月・水・金・土)

運行時間 9:00 \sim 17:00 (12:00 \sim 13:00前後は昼休憩) 乗車には「乗車パス」が必要なので、担当課までお問い合わせください。

運行エリア 自宅〜復興拠点内

※必ず黄色枠内地点を発・着いずれかに使用すること

さくらモール、診療所、警察、駅、役場、総合福祉センター 総合スポーツセンター、各金融機関 など



タクシー

窓口(問い合わせ先) (有)楢葉タクシー ☎0240-25-2131

⑤ JR常磐線の列車代行バスの運行

運転を見合わせている富岡駅~原ノ町駅間において下記のとおり運行します。

富岡駅〜浪江駅間列車代行バス運転時刻

(平成30年4月1日改定)

下 り												
乗り物	鉄	道	代行バス									
駅名 便名	駅名 いわき駅発 富岡駅着		富岡駅発 浪江駅着		小高駅発	原ノ町駅着						
1便	6:12	6:49	6:55	7:25								
3便	便 9:22 10		10:25	10:55(発)	11:15	11:35						
5 便	10:27	11:09	11:40	12:10								
7便	16:13	16:54	16:59	17:29								
9便	17:22	18:03	18:20	18:50								
11便	19:25	20:04	20:20	20:50								

	上り												
乗り物		代行		 鉄 道									
駅名 便名	駅名 原ノ町駅発 小高駅発			富岡駅着	富岡駅発	いわき駅着							
2便			7:40	8:10	8:32	9:10							
4便			10:30	11:00	11:30	12:12							
6便			16:28	16:58	17:04	17:46							
8便			17:30	18:00	18:19	18:59							
10便			19:15	19:45	20:09	20:48							

- ※列車代行バスの時刻については、変更となる場合があります。
- ※代行バスの運賃については、JRの運賃表にもとづきます。

窓口(問い合わせ先) 東日本旅客鉄道株式会社 水戸支社 総務部広報室 2029-221-6461

担当窓□ 産業振興課

⑥ 高速バスの運行

小名浜⇔仙台駅間において下記のとおり運行します。

高速バス運転時刻

(平成30年6月15日改定) 予約制

	いわき発時刻表												
	新常交	新常交	J R	JR	JR								
小名浜		6:10											
上荒川	5:30	6:40	8:40	11:40	14:05	16:05	18:05						
いわき駅 (2番のりば)	5:45	6:55	8:55	11:55	14:20	16:20	18:20						
好間一小	5:55	7:05	9:05	12:05	14:30	16:30	18:30						
いわき好間	5:59	7:09	9:09	12:09	14:34	16:34	18:34						
広野インター	6:25	7:35	9:35	12:35	15:00	17:00	19:00						
常磐富岡インター	6:42	7:57	9:52	12:52	15:17	17:17	19:17						
仙台駅東口	8:39	9:54	11:49	14:49	17:14	19:14	21:14						

新常交…新常磐交通 JR…JRバス東北

※小名浜 → 常磐富岡インター区間での降車はできません。

		仙台勢	発時刻表				
	J R	JR	JR	新常交	新常交	新常交	新常交
仙台駅東口 (74番のりば)	8:00	10:30	12:30	14:30	15:50	17:20	19:00
常磐富岡インター	9:57	12:27	14:27	16:27	17:47	19:17	20:57
広野インター	10:14	12:44	14:44	16:44	18:04	19:39	21:14
いわき好間	10:40	13:10	15:10	17:10	18:30	20:05	21:40
いわき中央インター	10:41	13:11	15:11	17:11	18:31	20:06	21:41
好間一小	10:44	13:14	15:14	17:14	18:34	20:09	21:44
いわき駅	10:54	13:24	15:24	17:24	18:44	20:19	21:54
上荒川	11:04	13:34	15:34	17:34	18:54	20:29	22:04
支所入口						20:52	
小名浜						20:57	

新常交…新常磐交通 JR…JRバス東北

※常磐富岡インター → 小名浜区間での乗車はできません。

窓口(問い合わせ先) 新常磐交通 ☎0246-46-0222 JRバス東北 仙台駅東口案内所 ☎022-256-6646

● 高速バス利用料金

			運賃(片道) (小児・身体障がい者半額)	往復割引(10日間有効) (小児半額)
仙	\Leftrightarrow	常磐富岡インター	1,800円	3,200円
台	\Leftrightarrow	広野インター	2,000円	3,600円
駅東	\Leftrightarrow	いわき好間、いわき中央インター、 好間一小、いわき駅、上荒川	2,600円	4,600円
	\Leftrightarrow	支所入口、小名浜	2,800円	5,000円

● 高速バスのりば案内

◆のりば案内◆















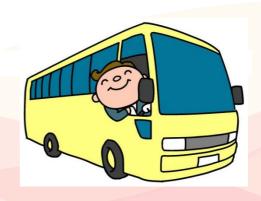
※発車の時刻5分前にはバス停でおまちください。

●ご案内

- ※座席指定制のバスです。あらかじめ 乗車券をお買い求めください。 バスの車内支払いについては、空席が ある場合に限ります。
- ※車内は禁煙となっております。
- ※臨時便は、トイレ無し車両で運行する 場合もございます。
- ※実車距離 162 k m (仙台~いわき)
- ※所要時間 3時間4分(仙台~いわき)

● 電話予約

※新常磐交通高速バス予約センター電話 0246-46-0222営業時間 8:30~18:00



その他の機関等(金融・郵便・医療・給油所)

町内の金融機関等

〈銀 行》

東邦銀行 富岡支店・大熊支店

住所:中央2丁目41 20240-22-3116

福島銀行 富岡支店

住所:小浜字中央232 20240-22-2161

大東銀行 富岡支店

住所:本町2丁目36-1 20240-22-2165

〈信用金庫〉

あぶくま信用金庫 富岡支店

住所:中央1丁目33 ☎0240-22-3161

〈さくらモールとみおか店内ATM〉

- ・東邦銀行
- · 相双五城信用組合
- · J A福島さくら
- ・東北労働金庫

〈郵 便 局〉

富岡郵便局

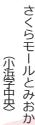
住所:本町1丁目25 ☎0240-22-2222



郵便配達について

町内で投函できる郵便ポストは、富岡郵便局前、さくらモールとみおか、猪狩スタン ド付近、ローソン富岡小浜店内、役場敷地内の各ポストです。

なお、郵便の集配業務は、当分の間、いわき郵便局から行います。















医療機関

● とみおか診療所

今村 論 院長

住所:大字小浜字中央374-1

20240-22-6522

内科·外科

精神科(第2・4土曜日のみ)その他、健康診断、予防接種



診療時間	月	火	水	木	金	土	
9:00~12:30		0	0	0	0	0	
13:30~17:00			\bigcirc	\bigcirc	\circ	\bigcirc	

※WBC(ホールボディーカウンター)は、とみおか診療所駐車場で毎月4回、実施していますので、復興推進課までお問い合わせください。

富岡中央医院

井坂 晶 院長

住所:中央1丁目119 **☎**0240-22-6560

内科・外科・小児科・麻酔科

その他、健康診断、予防接種、禁煙外来

診療時間	月	火	水	木	金	土	日
8:30~12:00	0	0	\bigcirc	\circ			
13:00~17:30	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc			

町内のガソリンスタンド (五十音順)

窓口(問い合わせ先)

(有) コムロ 20240-22-3367 (富岡町字夜の森南3丁目48)

田中合名会社 富岡給油所 ②0240-22-2351 (富岡町大字小浜字中央302)

合資会社 松屋 石油部 ②0240-22-1234 (富岡町中央2T目81)

各 種 連 絡 先

富岡町役場 20240-22-2111

	1
連絡先	電話番号
警 察 24時間	
双 葉 警 察 署〈盗難・不審者〉	110
双葉警察署〈問い合わせ〉	0240-22-2121
消 防 24時間	
双葉消防本部〈火災・救急〉	火災・救急 119
双葉消防本部〈問い合わせ〉	0240-25-8561
医療 町立 とみおか診療所(富岡町) 火〜土 9:00〜17:00	0240-22-6522
電 気 東北電力㈱コールセンター 平 日 9:00~20:00 土曜日 9:00~17:00	0120-175-655
上水道 双葉地方水道企業団 平日 8:30~17:15	0240-25-5315
<mark>ガス (一社)福島県 L Pガス協会</mark> 平日 8:30~17:00	024-593-2161
ご み 環境省福島環境再生事務所県中・県南支所(廃棄物担当)平日 8:30 ~17:15	024-983-0796
地デジ 総務省 福島原発避難区域テレビ 受信者支援センター (デジサポ福島) 平日 9:00 ~18:00	20570-007-401 ※PHS、IP電話等をご利用の方は 2024-525-8220
電 話 NTT東日本コールセンター 電話のお申し込み・お問い合わせ 9:00~17:00	固定電話からは 116 携帯電話・PHSからは 0120-116000
電話の故障	固定電話からは 113 携帯電話・PHSからは 0120-444113
災害時の安否確認「災害用伝言ダイヤル」 注)発信地から被災地電話番号間の伝言の録音・再生にかかる通話料は お客様負担です。なお、伝言の録音・再生に伴うサービスは無料です。	171

● 防災行政無線自動電話応答サービス ☎0240-22-5660

[🔵] 防災行政無線の放送内容を電話で確認できます。